能勢町条例第２０号

　　　能勢町議会基本条例

目次

　前文

　第１章　総則（第１条―第４条）

　第２章　議会及び議員の活動原則（第５条―第８条）

　第３章　町民と議会の関係（第９条）

　第４章　町長と議会の関係（第10条―第13条）

　第５章　政務活動費（第14条）

　第６章　議会及び議会事務局の体制整備（第15条―第17条）

　第７章　議員の身分及び待遇並びに政治倫理（第18条―第20条）

　第８章　条例の位置づけと見直し手続き（第21条―第23条）

　附則

　地方分権の進展により地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が急速に拡大する中で、二元代表制の一翼である議会の担う役割と責任は、ますます重要なものとなっている。

　こうした時代の要請に応えていくため、能勢町議会（以下「議会」という。）は、能勢町長（以下「町長」という。）及びその他の執行機関と対等な関係を保ち、効率的でわかりやすい運営を行い、能勢町民（以下「町民」という。）の意思を反映した「開かれた議会」を目指すとともに、監視機能及び立法機能を十分に発揮していかなければならない。

　能勢町は、豊かな自然に恵まれ、先人から受け継いできた幾多の良き伝統、理念、文化を育み、発展してきた。議会は、今後も、「住みやすいまち」の実現を目指し、町民の信託に全力で応えていくことを決意し、ここに議会の最高規範となる本条例を制定する。

　　　第1章　総則

　（目的）

第１条　この条例は、地方分権と地方自治の時代にふさわしい町民に身近な議会及び能勢町議会議員（以下「議員」という。）の活動の活性化と充実のために必要な基本事項を定めることにより、議会が町民の信託に的確に応え、もって町民全体の福祉の向上及び町政の発展に寄与することを目的とする。

　（基本理念）

第２条　議会は、町政における唯一の議決機関として、町民の意思を町政に反映することにより、真の地方自治の実現を目指すものとする。

　（基本方針）

第３条　議会は、前条の基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

　(1)　議会活動を町民に対して説明する責務を有することにかんがみ、積極的に情報の公開を図るとともに、町民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

　(2)　町民の意思を的確に把握し、町政及び議会活動に反映させること。

　(3)　議会の本来の機能である政策決定を重視するとともに、事務の執行について監視及び評価を行うこと。

　(4)　提出された議案の審議又は審査を行うとともに、積極的に政策立案又は政策提言に取り組むこと。

　(5)　議会改革を継続的に推進すること。

　（通年議会）

第４条　議会は、第１条の目的を達成し、その使命を果たすため、議会及び議員の活動の基本となる会期について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の２の規定に基づく会期制度を適用するものとする。

２　前項に関して必要な事項は、能勢町議会の会期等に関する条例（平成26年条例第　号）で定める。

　　　第２章　議会及び議員の活動原則

　（議会の活動原則）

第５条　議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

　(1)　町民の代表により構成されていることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、町民の参加を基本とする開かれた議会を目指すこと。

　(2)　会議の運営について、開かれた議会の実現に向け常に見直しを図ること。

　(3)　傍聴人の求めに応じて議案の審議に用いる資料を貸与するなど、傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。

　（議員の活動原則）

第６条　議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

　(1)　議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を尊重すること。

　(2)　町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、町民全体の福祉の向上を目指すこと。

　(3)　町民の代表として誠実かつ公正な職務執行に務められるよう、日常の調査と自己の能力を高める不断の研さんに努めること。

　（危機管理）

第７条　議員は、災害に直面した場合においては、危機管理体制の強化に協力するなど、積極的に危機管理に取り組むものとする。

２　議員は、災害時には、議長が別に定める要綱等に基づいて行動するものとする。

　（会派）

第８条　議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

　　　第３章　町民と議会の関係

　（町民参加及び町民との連携）

第９条　議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

２　議会は、開かれた議会運営に資するため、本会議、委員会（法第109条に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）及び全員協議会（法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場をいう。）を原則として公開するものとする。

３　議会は、法に定める公聴会及び参考人の制度を十分に活用し、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

４　議会は、請願及び陳情を町民（町民を主たる構成員とする団体を含む。次項において同じ。）の政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

５　議会は、町民との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

６　議会は、議案に対する各議員の賛否の状況等を議会広報等で公表するとともに、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

　　　第４章　町長と議会の関係

　（議員と町長等執行機関の関係）

第10条　二元代表である議会と町長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら政策をめぐる論点及び争点を明確にして町政運営にあたる。

２　本会議における一般質問については、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。

３　議員は、一般質問に当たっては、目的を十分認識し、単に町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）に対する質問に終始するだけでなく、政策提言も意識して行わなければならない。

４　議員は、二元代表制の充実と町民自治の観点から、原則として、町長等の附属機関又はこれに類するものの委員その他の構成員と兼ねてはならない。ただし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合は、この限りでない。

５　町長等は、本会議及び委員会における議員の質問又は質疑に対し、議長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

　（議会への説明）

第11条　町長等は、基本計画その他重要な政策について基本方針等を作成するときは、議会にその内容等を説明するよう努めなければならない。

　（政策等の説明資料）

第12条　議会は、町長等が提案する政策等について、審議の水準を高める観点から、町長等に対し次の各号に掲げる事項について、必要に応じ説明資料の提出を求めることができるものとする。

　(1)　政策等の発生源

　(2)　提案に至るまでの経緯

　(3)　他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

　(4)　総合計画における位置づけ

　(5)　関係する法令及び条例等

　(6)　政策等の実施に係る財源措置

　(7)　将来にわたる政策等のコスト計算

２　議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、その立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

　（予算及び決算における説明資料）

第13条　議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を町長等に求めることができるものとする。

　　　第５章　政務活動費

　（政務活動費）

第14条　会派又は議員は、能勢町議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第21号）を遵守するとともに、その使途の透明性を確保し、情報公開に努めなくてはならない。

　　　第６章　議会及び議会事務局の体制整備

　（議会事務局の体制整備）

第15条　議会は、議会及び議員の政策形成及び立案の機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能を積極的に強化するよう努めるものとする。

　（議員研修の充実強化）

第16条　議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るよう努めるものとする。

　（議会広報の充実）

第17条　議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するために議会広報を発行するものとする。

２　議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

　　　第７章　議員の身分及び待遇並びに政治倫理

　（議員定数）

第18条　議員定数は、能勢町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第32号）で定める。

２　議員定数の改正に当たって、委員会又は議員が提案する場合は、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望及び町民の意見を十分に考慮するものとする。

　（議員報酬）

第19条　議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和38年条例第105号）で定める。

　（議員の政治倫理）

第20条　議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

　　　第８章　条例の位置づけと見直し手続き

　（最高規範性）

第21条　この条例は、議会運営における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

２　議会は、議員がこの条例を遵守し議員活動を行えるよう、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例についての研修を行わなければならない。

　（議会及び議員の責務）

第22条　議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

　（見直し手続き）

第23条　議会は、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について継続的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に従って所要の措置を講じるものとする。

　　　附　則

　この条例は、平成27年１月１日から施行する。